

平成 25 年 6 月 21 日第 65 回統計委員会資料

平成 26 年経済センサスー基礎調査及び同年に実施される
商業統計調査の変更の審議の際に出された意見に基づくメモ（抜粋）

2 統計調査の成果の調査協力者への還元について

昨年 12 月の法人・土地基本調査の答申時の部会長意見で、私は、報告者負担の軽減に関して、報告者数や調査事項数の削減といった量的な側面のみではなく、質的な側面（①心理的抵抗感、②片務的な負担感、③答えても無駄だという徒労感）も看過することはできず、量質両面からのアプローチが有効ではないかと申し上げました。

今回の諮問審議において、委員・専門委員及び地方公共団体から各種調査における総売上高の把握について報告者負担が増加するのではないかという懸念が示されました。このような懸念は、とりもなおさず結果精度及び調査コストに跳ね返るおそれを内包するものであることから、調査実施者には十分な配慮が必要です。他方で、今回の審議において、調査対象者自らが公的統計から有用な情報が得られる等の便益を感じることができれば積極的な協力も得られるのではないかとの意見もありました。

これまでの個人的な経験を反省も含めて振り返ってみますと、統計調査に関する調査実施者の説明や統計委員会及び部会での議論では、統計法第 10 条各号の各要件が満たされているかどうかを確認した上で、その利用可能性について考えてきたわけですが、その際、どうしても「利用する主体」として行政や学術研究者を念頭に置いて考えるということになりがちでありました。そこで、例えば、基本計画部会第 3 ワーキンググループにおける検討課題として、先般御報告しました質的な側面のうちの「片務的な負担感や答えても無駄だという徒労感」に対する検討の視点として、統計情報の調査協力者への還元の在り方についても正面から取り上げることを加えてはどうかと考える次第です。

以上、報告します。

平成 25 年 6 月 21 日
廣松 毅